

ID: 49

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	団体利用券の交付		
例規名 根拠条項	聖籠町立図書館設置条例施行規則 第18条		
例規番号	平成元年 教育委員会規則第5号		
<p><b>【根拠条文】</b> (貸出しの手続)</p> <p>第十八条 図書の貸出しを受けようとする団体は、あらかじめ、団体利用申込書(別記第三号様式)を提出して、団体利用券(別記第四号様式)の交付を受け、これにより申し込まなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 第17条の規定による。 (貸出しの対象)</p> <p>第十七条 図書館は、家庭又は地域を中心に主体的に読書活動を行う団体に対し、図書の貸出しを行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により団体貸出しを受けることができる団体は、団体としての活動が六カ月以上継続し、かつ、その運営が適正に行われていると認められる団体とする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日